

お知らせ なんたん



第56号(2の2) 平成20年5月9日発行

家族介護慰労金支給制度のご案内

南丹市に在住する高齢者を在宅で同居により介護されている方を対象に、介護者の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的に慰労金を支給します。

申請は、随時受け付けていますが、行政改革大綱に基づく事業見直しにより、平成20年8月1日以降の申請から、対象者は下記のとおりとなります。

●対象者 要介護4または5と認定された在宅高齢者を、介護保険サービスを利用しながら、6ヵ月以上在宅で介護している同居介護者。
(平成20年8月1日以降は住民税非課税世帯のみ対象)

●支給額 年額 80,000円

◇申請・問合せ先 高齢福祉課 高齢者福祉係 TEL 68-0006
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

長寿(後期高齢者)医療制度保険料の減免制度があります

平成20年4月から施行された長寿医療制度(後期高齢者医療制度)にかかる保険料について、災害などによる被災により重大な損害を受けられ保険料を納めることが困難な方などについては、保険料が減免となる制度があります。

また、災害などによる場合以外でも被保険者の方が、「被爆者手帳」をお持ちの場合は減免制度の対象となりますので、該当すると思われる方は下記へご相談ください。

ただし、減免制度には審査がありますので、申請していただいても減免を受けていただけない場合があります。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

平成20年度慰霊巡拝の参加者を募集します

— 戦没者の遺族の皆さんへ —

毎年行われている慰霊巡拝について、平成20年度においても下記のとおり実施されますので、参加希望がある場合は、社会福祉課または各支所健康福祉課へお問い合わせください。

慰霊巡拝地域		実施予定期間	申し込み締切日
区分	地名		
旧ソ連	ハバロフスク地方・ユダヤ自治州	9月14日～26日	5月30日(金)
旧ソ連	沿海地方	10月4日～16日	6月25日(水)
旧ソ連	アルタイ地方・ケメロボ州	9月6日～18日	5月30日(金)
旧ソ連	ウズベキスタン共和国	10月8日～16日	6月25日(水)
中国	東北地区	9月22日～10月3日	6月13日(金)
南方	フィリピン1班・フィリピン2班 フィリピン3班	11月12日～21日	7月31日(木)
南方	マーシャル・ギルバート諸島1班 マーシャル・ギルバート諸島2班 マーシャル・ギルバート諸島3班	2月7日～15日	8月25日(月)
南方	パラオ諸島	10月2日～9日	6月20日(金)
南方	ミャンマー1班・ミャンマー2班	2月4日～13日	10月23日(木)
南方	インドネシア	9月23日～10月1日	6月10日(火)
南方	東部ニューギニア1班 東部ニューギニア2班	10月18日～25日	7月4日(金)
南方	ビスマーク・ソロモン諸島1班 ビスマーク・ソロモン諸島2班	9月6日～13日	5月23日(金)
南方	硫黄島第1次 硫黄島第2次	平成20年12月予定 平成21年3月予定	8月22日(金) 9月5日(金)

注) 参加遺族については一定選考基準があり、巡拝費用についても参加者負担があります。詳細については下記へお問い合わせください。

◇問合せ先 社会福祉課 福祉総務係 TEL 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

児童手当の申請は5月30日までに提出してください

児童手当は、小学校修了までの児童を養育されている方に支給します。下記に該当される方は、5月30日(金)までに申請してください。6月分の手当から平成20年度の所得で審査しますので、新たに認定される可能性があります。

※公務員の方は、勤務先で申請をしてください。

※現在受給されている方は、6月に現況届を提出していただきますので、今回申請の必要はありません。

●対象者 ・以前に所得が限度額を超えているため却下になった方
※平成18年4月の制度改正により、所得制限限度額が引き上げられています。
・国民年金加入者または年金未加入者が、厚生年金などに加入された場合
※厚生年金等加入者は、所得制限限度額が上がります。
・未申請の方

◇申請・問合せ先 子育て支援課 TEL 68-0017
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

6月の母子保健事業日程表

6月の母子保健事業は下記のとおりです。

月日	事業名	対象(月齢等)	場所
6月 2日(月)	母親教室(ヨガ・栄養)	妊婦	園部保健センター (こむぎ山健康学園)
6月 6日(金)	9～10ヵ月児健診	平成19年8月生	
6月 9日(月)	2歳5ヵ月児健康相談	平成17年12月生	
6月13日(金)	3～4ヵ月児健診	平成20年2月生	
6月19日(木)	1歳8ヵ月児健診	平成18年9月生	
6月20日(金)	3歳5ヵ月児健診	平成16年12月生	日吉保健センター (日吉は一とびあ)
6月30日(月)	離乳食教室	生後4ヵ月～1歳 ごろの乳児と保護者	

※対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

◇問合せ先 健康課 母子保健係 TEL 68-0016

不妊治療費の一部を助成しています

南丹市では、子どもを希望しながらも恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対し経済的負担の軽減をはかるため、不妊治療費の一部を助成しています。

該当される方は、下記内容をよく読んでいただき、健康課または各支所健康福祉課へ申請してください。

●対象者 ①南丹市に住所を有し、京都府に1年以上居住している夫婦
(婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係にある男女を含む)
②各種医療保険に加入していること。

●対象治療 不妊治療のうち、保険適用のあるもの。
※府外医療機関での治療も対象となります。
※診断のための検査は助成対象外になりますのでご注意ください。

●助成金額 ①保険診療に係る被保険者負担額の2分の1。
※ただし、医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則などで不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除します。
②1年度につき3万円を限度とします。
※夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれにつき3万円(夫婦で6万円)までとします。
③助成期間、助成回数に制限はありません。

●申請方法 不妊治療助成金交付申請書と医療機関証明書を、健康課または各支所健康福祉課へ提出してください。申請は診療日から起算して1年以内に行ってください。郵送でも申請可能です。※申請書・医療機関証明書は提出先にあります。医療機関証明書は府内医療機関にもあります。

◇問合せ先 健康課 母子保健係 TEL 68-0016